

三次市教育委員会告示第4号

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月17日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱（平成21年三次市教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「四半期」を「3期」に、「，4月から6月を第1期，7月から9月を第2期，10月から12月を第3期，1月から3月を第4期」を「，4月から7月までを第1期，8月から11月までを第2期，12月から翌年3月までを第3期」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「，各四半期」を「，各期」に改める。

附 則

この告示は，平成23年4月1日から施行する。